

一般社団法人 日本救急往診協会

定 款

一般社団法人 日本救急往診協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本法人は、一般社団法人日本救急往診協会と称し、英文では Japan Emergency Visit Medical Association と表示し、略称は JEVMA (ジェブマ) とする。

(理念)

第2条 社会変革に伴う国民の医療提供に関する多様な希求に応え、地域医療の持続可能性を確保するため、救急往診体制等の研究を行い、国民の期待に応えるとともに地域並びに救急医療の質を向上し社会公共の福祉を増進する。

(主たる事務所)

第3条 本法人は、主たる事務所を 東京都中野区 に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第4条 本法人は、次のことを目的とする。

- (1)患者宅等における救急往診に関する診療方法・内容の研究
- (2)地域医療との連携による救急往診体制の確保による円滑な地域救急医療の推進
- (3)救急往診医、救急往診看護師の育成
- (4)合理的・効率的な救急往診システムの研究・開発
- (5)研究開発した救急往診システム等による国際貢献

(事業)

第5条 本法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)救急往診にかかる地域医療の理解と連携の推進
- (2)救急往診内容の検討と業務マニュアルの作成
- (3)救急往診医療資器材等の研究・開発
- (4)救急往診医、救急往診看護師の育成・教育

- (5)地域医療の課題等の解決における救急往診活用の推進
- (6)救急往診の海外進展
- (7)その他本法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(会員の資格および構成員)

第6条 本法人は、以下の会員によって構成し、運営会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1)運営会員 本法人の目的に賛同し、法人の組成・運営のため所定の入会手続きにより入会した個人、または団体。
- (2)一般会員 本法人の目的に賛同し、所定の入会手続きにより入会した個人、または団体。
- (3)賛助会員 本法人の目的に賛同し、本法人の事業を賛助するために所定の入会手続きにより入会した個人、または団体。

(会員資格の取得)

第7条 本法人に入会しようとする者は、別に定める様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。

- 2 所定の書面で申し込んだ事項を変更した場合には、速やかに別に定める変更届出を理事長に提出するものとする。

(年会費)

第8条 会員は、総会で別に定める年会費を納入しなければならない。

- 2 前項に定める年会費のうち、運営会員の年会費については、一般法人法第27条に規定する経費とする。
- 3 納入済みの会費等は、いかなる理由をもってしても返還しない。

(任意退会)

第9条 会員はいつでも退会することができる。ただし、やむを得ない事由がある場合を除き、1カ月以上前に本法人に対して予告をするものとする。

- 2 前項の規定により退会した場合であっても、未払いの会費がある場合は、納入しなければならない。

(除名)

第10条 本法人の会員が、本法人の定款その他の規則に違反し、名誉を毀損し、若しくは本法人の目的に反する行為をし、又は会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、総運営会員の半数以上であって、かつ総運営会員の議決権の3分の2以上の総会の決議(以下「特別決議」という。)によりその会員を除名することができる。

ただし、この場合当該会員に対し、総会の1週間前までに理由を付して除名する旨を通知し、総会において決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1)死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。
- (2)正当な理由なく、第8条に定める会費を2年以上滞納したとき。
- (3)総運営会員の同意があったとき。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、運営会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1)理事および監事の選任または解任
- (2)理事および監事の報酬等の額の決定
- (3)貸借対照表および損益計算書(正味財産増減計算書)ならびにこれらの
附属明細書の承認
- (4)定款の変更
- (5)会員の除名
- (6)解散および残余財産の処分
- (7)その他総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、定時総会として毎年度1回、事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時総会は必要に応じて開催する。

(招集)

第15条 総会は、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総会の招集通知は、会日より1週間前までに運営会員に対して発する。

(議長)

第16条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故があるときは、当該総会において議長を選出する。

(議決権)

第17条 運営会員は、総会において各1個の議決権を有する。

(委任状による議決権の行使)

第18条 総会に出席できない運営会員は、他の運営会員を代理人として、議決権の行使を委任することができる。

2 前項の規定における第19条の適用については、その運営会員は出席したものとみなす。

(決議)

第19条 総会の決議は、法令または定款に別段の定めのある場合を除き、議決権の過半数を有する運営会員が出席し、出席した運営会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は特別決議により行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び議事録作成に係る職務を行った理事がこれに署名又は記名押印する。

第5章 役員等

(役員を設置)

第21条 本法人に、次の役員を置く。

(1)理事 3名以上

(2)監事 1名以上

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とする。

(役員を選出)

第22条 理事および監事は、総会の決議によって選任する。

2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から定める。

(理事の職務および権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令およびこの定款で定めるところにより、本法人を代表し、その業務を執行する。

3 理事長及び業務を分担執行する理事は、毎事業年度毎に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務および権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事はいつでも、理事および事務局に対して事業の報告を求め、本法人の業務および財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- 4 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(役員解任)

第26条 理事および監事は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、特別決議により行わなければならない。

(報酬等)

第27条 理事及び監事には、総会の決議により、職務の対価としての報酬及び職務執行に要する費用を支払うことができる。

(責任の免除等)

第28条 本法人は、一般法人法第114条の規定により、理事会の決議をもって、同法第111条第1項の行為に関する役員(役員であった者を含む)の責任を法令の限度において免除することができる。

2 本法人は、一般法人法第115条第1項の規定により、同法同項に定める非業務執行理事等との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、同法第113条で定める最低責任限度額とする。

第6章 理事会

(構成)

第29条 本法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督

- (3) 理事長の選定および解職
- (4) 総会の開催の日時及び場所並びに総会の目的である事項の決定
- (5) 規則等内規の制定、変更及び廃止
- (6) 第28条第1項の責任の免除
- (7) その他理事会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(開催)

第31条 本法人の理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とし、通常理事会は、毎事業年度に2回開催（ただし、4か月を超える間隔で開催）する。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、臨時に理事会を開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 監事から、一般法人法第100条に規定する場合において必要があると認めて、理事長に招集の請求があったとき。

(招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。但し、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

2 理事長が欠けたとき、または理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第33条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長がこれに当たる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(決議の省略)

第35条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合にお

いて、理事の全員が当該提案につき書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該議案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすことができる。ただし、監事が当該提案につき異議を述べた場合はこの限りではない。

(報告の省略)

第36条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りではない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長、出席した理事長並びに出席した監事は、これに署名又は記名押印する。

第7章 基金

(基金を引き受ける者の募集)

第38条 本法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 基金の募集、割当て及び払込み等の手続きについては、理事会の決議によるものとする。

(基金の拠出者の権利に関する規定)

第39条 拠出された基金は、基金拠出契約に定める期日まで返還しない。

(基金の返還の手続)

第40条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時総会における決議を経た後、理事会の決定したところに従って行う。

(代替基金の積立て)

第41条 基金の返還を行うため、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、これを取り崩すことはできない。

(基金利息の禁止)

第42条 基金の返還に係る債権には、利息を付することができない。

第8章 会計

(会計)

第43条 本法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画および収支予算)

第44条 本法人の事業計画および収支予算については、理事長が作成し、理事会の決議を経て、直近の総会に報告しなければならない。

- 2 予算が成立していない期間については、理事長は予算成立の日まで、前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告および決算)

第45条 本法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号の書類については、その内容を報告し、第2号から第4号までの書類については、承認を得なければならない。

- (1)事業報告及びその附属明細書
 - (2)貸借対照表
 - (3)損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (4)貸借対照表および損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- 2 前項の規定により報告され、または承認を受けた書類は、主たる事務所に10年間備え置くものとする。

(剰余金の不分配)

第46条 本法人は、剰余金の分配を行わない。

第9章 定款の変更および解散等

(定款の変更)

第47条 本法人の定款は、総会の特別決議によって変更することができる。

(合併等)

第48条 本法人は、総会の特別決議により、他の一般法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部を廃止することができる。

(解散)

第49条 本法人は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会の特別決議により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第50条 本法人が解散する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 委員会

(委員会の設置)

第51条 本法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会の決議をもって委員会を設置することができる。

2 委員会の委員については、会員および学識経験者等の中から理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成および運営に関して必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 事務局

(事務局の設置)

第52条 本法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長、副事務局長並びに所要の職員を置くことができる。

3 事務局の構成および運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 本法人の公告は、本法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示して行う。

第13章 附 則

(定款の施行)

第54条 この定款は、本法人の設立の日から施行する。

(最初の事業年度)

第55条 本法人の設立初年度の事業年度は、本法人の成立日から令和5年3月31日までとする。

(設立時社員の氏名および住所)

第56条 設立時社員の氏名および住所は、次のとおりである。

設立時社員 有賀 徹

設立時社員 坂本 哲也

設立時社員 新田 國夫

設立時社員 横川 秀男

設立時社員 武田 俊彦

設立時社員 長谷川仁志

設立時社員 跡見 裕

設立時社員 野口 英一

(設立時の役員等)

第57条 本法人の設立時の理事長、理事および監事は次のとおりとする。

設立時理事長 有賀 徹

設立時理事 有賀 徹

設立時理事 坂本 哲也

設立時理事 新田 國夫

設立時理事 横川 秀男

設立時理事 武田 俊彦

設立時理事 長谷川仁志

設立時理事 野口 英一

設立時監事 跡見 裕

(委任)

第58条 この定款に定めるもののほか、本法人の運営に関して必要な事項は、総会において定める定款施行細則による。

2 この定款及び定款施行細則に定めのない事項は、理事会の決議により別に定める。

(法令の準拠)

第59条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人 日本救急往診医協会 を設立するため、設立時社員の定款作成代理人である 司法書士中島亮は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

令和 4 年 4 月 1 日

設立時社員 有賀 徹

設立時社員 坂本 哲也

設立時社員 新田 國夫

設立時社員 横川 秀男

設立時社員 武田 俊彦

設立時社員 長谷川仁志

設立時社員 跡見 裕

設立時社員 野口 英一

上記設立時社員の定款作成代理人 司法書士 中島 亮